

平成 3 0 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

平成30年度定期監査報告書

1 監査の対象及び期間

対象部局	実施監査及び事情聴取実施月日
総務部	平成30年6月1日(金)～7月18日(水)
保険部	平成30年6月12日(火)～7月18日(水)
会計室	平成30年6月1日(金)～7月18日(水)

2 監査の対象

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された、平成29年度の財務に関する事務。

3 監査の方法

主管部(課)から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最少の経費で最大の効果があがっているか。

5 監査の結果

平成29年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、平成30年6月1日から7月18日にかけて、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

本広域連合においては、平成29年度末には、被保険者数が150万人を超えており、制度開始当初の平成20年4月と比較すると約41%の増加となっている。また、平成29年度における1年間の医療給付費等の支出額は1兆2,607億円となり、平成20年度と比較して約69%の増となった。

平成29年度は、平成30・31年度の第6期保険財政期間の保険料改定の作業を行った。保険料軽減特例措置の段階的見直しや、来年10月に予定されている消費税率10%への引上げも予定されている状況を踏まえ、区市町村負担による保険料の増加抑制対策として、葬祭事業・審査支払手数料・保険料未収金補填、所得割額独自軽減措置を継続し、被保険者の負担軽減につながる施策を実施した。このように、国の制度改革の

動向を視野にいれつつ、都内区市町村とともに制度の運営主体として、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう円滑な制度運営に努めた。

平成29年度における上記の経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一は、事務の確実な執行である。

平成29年度においても起案文書や検査証の決定日の記入漏れや押印漏れ、日付の誤り等があった。これらについては年々改善され件数は減少しているものの、小さなミスが常態化すると、やがては大きなミスにつながりかねないため、普段から重要な文書などについては二重三重に確認するなど、より一層の注意を払ってもらいたい。

また、従前からの課題である文書・契約・支出事務の基礎的能力の向上を目指して、平成26年度の「契約・支出事務簡易マニュアル」の作成に続き、平成27年度には「文書事務の手引き<起案・決定・施行編>」を、平成29年度には「文書事務の手引き<保存・保管・廃棄編>」を各課の協力により取りまとめたところである。これにより、今後、一層文書事務の適正化が進むことを望む。また毎年相当数の職員が異動となる本広域連合の組織の特殊性から事務引継ぎの重要性について、以前から強く指摘してきたところであるが、現在引き継ぎ手順のルール化も進められている。これらのマニュアル、手引き等を的確に活用して着実に実施されることを望むものである。

第二は、支出の適正化である。

歳出予算の執行率については、全体的に改善が見られるものの、一部の科目については未だに低いものも散見される。今後も予算見積りの適正化、執行計画の適正な立案や執行状況の把握を行い、歳出予算についてあらゆる角度から執行の適正化を図ってもらいたい。

契約については、定められた手続きに沿って適正に行い支出することが肝要であり、契約・支出事務については、外部からの誤解や不信を招くことのないよう適正に行っていただきたい。

平成29年度末には被保険者数が150万人を超え、今後も増え続けていく後期高齢者の医療給付費をどう抑制していくかは最も大きな課題である。不正・不当な支出の防止、支出済のもの点検による適正化はもとより、被保険者の意識啓発や健康増進を通して医療給付の低減につながる取り組みがより重要となってくる。

具体的には広域計画及び保健事業実施計画について、計画期間の満了に伴い第2期計画を策定した。第2期広域計画では、医療費適正化施策や保健事業について、広域連合が取り組む施策全体の方向性を示し、第2期保健事業実施計画では、歯科健康診査事業、重複・頻回受診等訪問指導事業、糖尿病性腎症重症化予防事業等の新規事業を含む13の計画事業について、実施計画を定めた。

これらの医療費適正化施策等を着実に推進することが肝要であり、将来にわたる持続可能な制度運営を望むものである。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みである。